

ポスター掲示

- ◆ ポスターに団体名と問い合わせ先を明記の上、学生課(池袋)窓口で許可印を受けてください。
- ◆ 有効期限は2週間で、合計で模造紙2枚分まで許可します。具体的な枚数は以下の通りです。

◇サイズ毎の上限枚数は以下の通り

・ A 3—1 2 枚	・ B 4—1 6 枚
・ A 4—2 4 枚	・ B 5—3 2 枚

◇以下のような組み合わせも可

・ A 4—1 8 枚 と B 5—8 枚
・ A 3—6 枚 と B 4—8 枚

- ◆ 掲示可能な掲示板は、5号館(5122 教室前掲示板は除く)、10号館、ウィリアムズホール内の掲示板です。
- ◆ 有効期限が過ぎたポスターは必ず剥がしてください。
- ◆ 掲示の延長をする場合は、再度許可印を受けてください。
- ◆ 表面に企業広告が入っているものは許可できません。

<著作権侵害について>

著作権侵害とは、著作物(言語・音楽・美術・建築・図形・映画・写真・プログラムなど)が持つ著作権の保護期間内に無断で使用することを指します。学生であっても損害賠償を請求される、また告訴される場合があります。

例えば、漫画のキャラクターや絵画は「美術の著作物」に該当します。Webサイトやポスターや機関紙等に漫画のキャラクターや絵画を無断で掲載する行為は著作者の複製権、公衆送信権を侵害することになります。